

未承認・適応外医薬品等の情報公開文書

医療の内容	注射用カリウム製剤の適応外使用による重度低カリウム血症の補正
対象となる方	基礎疾患があり輸液量の制限が必要で、なおかつ重篤な低カリウム血症を呈しており、添付文書上の用法用量を遵守することが困難な低カリウム血症患者
承認日	2023年5月15日
対象期間	承認後から永続的に使用
目的・意義	低カリウム血症の補正においては、重篤な場合や内服薬使用が困難な場合に注射用製剤が使用されます。注射用カリウム製剤は添付文書上、40mEq/L以下に希釈し、20mEq/時を超えない速度で投与し、1日投与量が100mEqを超えないことと規定されています。しかし、基礎疾患があり、輸液量の制限が必要で、なおかつ重篤な低カリウム血症を呈する患者さんには、添付文書の規定を逸脱して使用する場合があります。
診療科	腎臓内分泌代謝内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、心臓血管外科、救急科、脳神経外科
使用場所	ICU・HCU、救急病棟
使用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・濃度：最大400mEq/L ・速度：30mEq/時以下 ・1日投与量：300mEq/日以下
医療行為に伴う危険性	高濃度の注射用カリウム製剤の投与により、予想以上に血清カリウム値が上昇することがあります。その場合には、不整脈や心停止を起こすことがあるため、必ず患者さんに心電図モニターを装着し、定期的に血清カリウム値のモニタリングを行います。また、異常が認められた場合には、速やかに減量又は中止し、適切に対処します。
本診療の任意性と撤回の自由について	この診療行為は、患者さん御自身の自由意思に基づくものです。この診療行為を希望されない場合でも、診療上何ら支障はなく、不利益を被ることはありません。不明な点や心配な点がありましたら、遠慮なくお問い合わせください。
問い合わせ先	平塚市民病院 医事課 診療報酬担当 0463-32-0015（内線：8144）